

# 余市町 商工業者向け 支援制度ガイド (令和8年更新版)

余市町総合政策部商工観光課

余市町では、事業者の皆様をサポートするため、各種支援制度をご用意しています。創業から設備投資、資金融通まで、経営のステージに合わせてご活用ください。

目的に合わせて、以下の番号のページをご覧ください。

- これから創業・出店したい方 → P2へ
- 設備投資・事業拡大したい方 → P3～P4へ
- 資金関係・融資制度のご相談 → P5へ
- その他助成支援・相談窓口 → P6へ

## 【重要】事前相談のお願い

実施後の申請では対象外となるケースや、申請のタイミングが限られているケースもあるため、まずは早めにご相談ください。



# 創業支援 店舗活用

## (1) 創業支援（特定創業支援事業）

目的：新規創業の促進および経営基盤の早期確立。

対象：町内で創業予定の方、創業後5年未満の方。

要件：商工会議所の窓口で1か月以上にわたり4回以上の経営指導を受けること。

内容：登録免許税の軽減、創業関連保証（無担保・別枠）の特例、公庫融資の金利優遇。


## (2) 空き店舗等活用支援事業補助金

目的：商工業の振興および空き店舗を活用した地域活性化。

対象：町内の用途地域内で小売・サービス業等を開業する会員事業者。

要件：1年を超えて継続営業すること。

内容：賃貸料（月5万円上限×12か月）、改装費（上限50万円）、建築費（上限100万円）。



# 設備投資 税制優遇

## (3) 固定資産税相当額助成（中小企業振興条例）

目的：生産性向上に向けた積極的な施設投資の促進。

対象：生産・加工・販売・サービス業の施設で固定資産評価額1,000万円以上の投資を行う事業者。

要件：既存施設の取得・再利用含む。

内容：課税された固定資産税相当額の1/2以内（最大3年間）。


## (4) 固定資産税課税免除（過疎地域特例）

目的：過疎地域における産業の振興と設備投資の促進。

対象：製造業・情報サービス業・飲食料品卸売業・飲食料品小売号・宿泊業・農林水産物等販売業の青色申告者。

要件：資本金規模に応じた取得価格（500万～2,000万円以上）を満たし、3年以内に投資を行うこと。

内容：対象家屋・機械・装置等の固定資産税を3年間全額免除。



# 設備投資 税制優遇

## (5) 先端設備等導入（導入促進基本計画）

目的：生産性向上（年率3%以上）を目的とした設備投資の促進。

対象：中小企業等経営強化法に規定する中小企業者。

要件：認定経営革新等支援機関の確認を経て、町の認定を受けた計画に基づく投資。

内容：固定資産税の特例（3年間・1/2～1/4）、金融支援（追加保証枠）。


## (6) 地域未来投資促進法による支援措置（地域経済牽引事業）

目的：地域特性（特産品・観光）を生かした高い付加価値を創出する大型投資の支援。

対象：事業計画の都道府県承認を受けた事業者。

要件：付加価値額4,611万円超の創出など。

内容：法人税等の特別償却（最大50%）または税額控除（最大6%）、金融支援等。



# 融資制度 保証料助成

## (7) 融資斡旋制度

目的：設備の近代化および経営の合理化のための資金融通。

対象：町内で1年以上事業を継続し、町税を完納している中小企業者。

要件：金融機関および保証協会の審査承認。

内容：運転・設備資金 各1,000万円以内（合計上限あり）、期間10年以内。

## (8) 保証料助成

目的：融資利用時の保証料負担を軽減し、円滑な資金融通を支援。

対象：融資斡旋制度を利用した事業者。

要件：融資を受けた日から3か月以内に申請すること。

内容：支払った保証料相当額の1/2以内を補助。

# その他助成 相談窓口

(9) その他の中小企業振興条例による施策

対象： 条例に定める中小企業者等。

内容： 従業員福祉施設設置支援、組合組織化助成、新製品開発助成等。

## 【相談窓口】

○余市町役場 総合政策部 商工観光課 商工労政係

〒046-8546 北海道余市郡余市町朝日町26番地

TEL: : 0135-21-2125

MAIL : syoukou@town.yoichi.hokkaido.jp

担当： (3) (4) (5) (6) (8) (9)



○余市商工会議所 相談課

〒046-0003 北海道余市郡余市町黒川町3-114

TEL : 0135-23-2116

MAIL : info@yoichi-cci.com

担当： (1) (2) (7)

